



2019年
1月号

日本におけるデータ法の体系

執筆者: 福岡 真之介

近年、ビジネスにおいてデータの重要性が増している。そこで、本ニュースレターでは、日本におけるデータ法の体系について解説する。日本において、データに関する法律は、「データ法」という一つの法律があるわけではなく、さまざまな法律によってパッチワーク的に構成されている。

データは、法律上、誰がどのように使っても自由であることが原則である。もっとも、例外として、著作権法、不正競争防止法、個人情報保護法等によりある者にデータをコントロールする権利が与えられている場合がある。

データの取扱いについて法律的な観点から整理すると、データは以下のとおり分類される。なお、②～⑨は重複することもある。

- ① 一般的なデータ(下記②～⑨以外のデータ)
- ② 契約によって規律されるデータ
- ③ 不正競争防止法により保護されるデータ
- ④ 知的財産権の対象となるデータ
- ⑤ 不法行為法(民法)により保護されるデータ
- ⑥ パーソナルデータ
- ⑦ 刑法・不正アクセス禁止法により保護されるデータ
- ⑧ 独占禁止法により規律されるデータ
- ⑨ その他法律により規律されるデータ

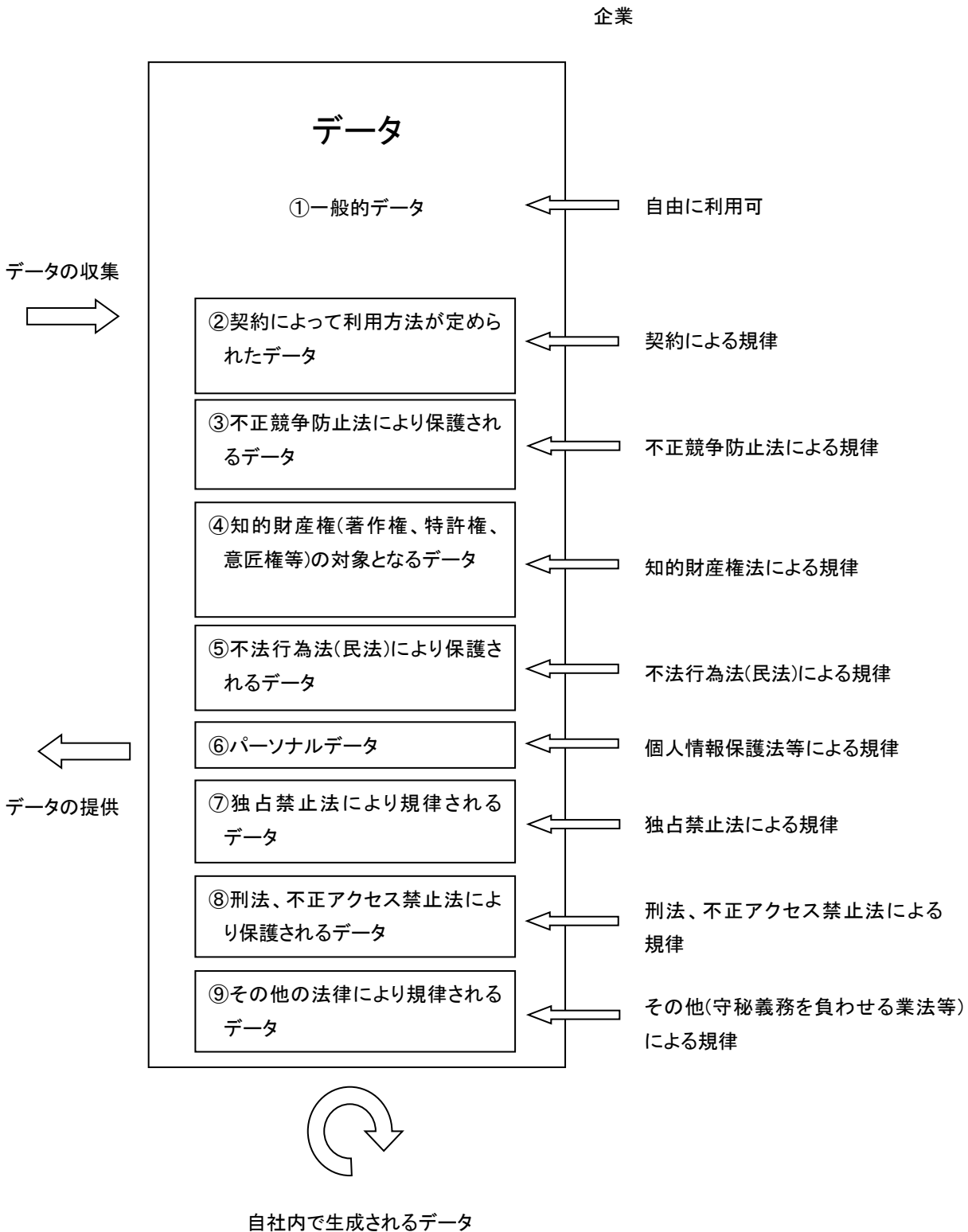
以下、①～⑨について概観してみたい。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【図表】データの種類と制約



① 一般的なデータ

一般的なデータとは、例えば、センサーが収集した気温・湿度のデータや交通量のデータが考えられるが、要は、上記②～⑧以外のデータのことである。

これらのデータは、データについての原則的ルールが適用され、誰がどのように使っても自由である。但し、自由に使えるといっても、現実問題として、データを使うことができるのは、データに現にアクセスが可能な者に限られる(なお、アクセスできる者が多数の場合もある。)。他方で、この一般的なデータについては、データを保有する者の観点からは、誰にどのように利用されてもデータに対する権利の主張ができないことになる。

② 契約によって利用方法等が定められたデータ

データの取扱いについて、当事者が契約によって利用方法等を定めた場合には、当事者間でそのような合意をした以上、合意した内容に従った取扱いをすることが求められる。典型例としては秘密保有契約の下で提供されたデータが挙げられる。契約による規律は、その内容を基本的に当事者が自由に設定できる点で上記③～⑨のデータとは異なっている。もっとも、契約は契約をした当事者のみを拘束し、契約の当事者ではない第三者を拘束することは基本的にはできない。

なお、改正後民法により、定型約款の不当条項については無効とされるなど、契約で定めた条項が、必ずしもすべて有効というものではない点には留意が必要である(約款が契約といえるかは議論の余地がある。)

③ 不正競争防止法により保護されるデータ

不正競争防止法によって保護されるデータについては、不正競争行為に当たる態様でデータを取得・使用・開示等をした者に対して差止請求や損害賠償請求をすることができる(不競法3条、4条)。

不正競争防止法によって保護されるデータの一類型として、「営業秘密」がある。「営業秘密」とは、①秘密管理性、②有用性、③非公知性を満たす情報である(不競法2条6号)。したがって、データを営業秘密として保護したい場合には、利用者を限定したり、秘密保有契約書を締結するなどの秘密管理をすることが必要となる。

しかし、データを広く利用してもらうために多数の者に提供するような場合には、データが、秘密管理性・非公知性の要件を満たさなくなり、営業秘密として不正競争防止法により保護できなくなることもありうる。そこで、2018年不正競争防止法改正(2019年7月1日施行)により、営業秘密に該当しないデータであっても、ビッグデータであり、利用者が限定されているなどの要件を満たすデータを「限定提供データ」として、不正競争防止法による保護の対象とすることとされた。

なお、不正競争防止法も一般的には知的財産権法に含まれるが、営業秘密等の情報を不正なアクセスから保護する法律であり、情報そのものに財産的権利を付与するものではない点で、著作権法等の知的財産権法とは異なる。

④ 知的財産権の対象となるデータ

知的財産権の対象となるデータについては、知的財産権法に基づく保護がされることになる。知的財産権法としては様々な法律があるが、データとの関連では、著作権法、特許権法、意匠権法が問題となることが多い。著作権のあるデータとしては、第三者が執筆した文章や撮影した写真等がある。また、データ自体に著作権がない場合であっても、データの集合物についてデータベース著作物として著作権が成立する場合がある。著作権者は、著作物のコピー、改変、譲渡等についてコントロールする権利を有する。すなわち、著作権者以外の者は、著作権者に無断でこれらの行為をすることはできない。

もっとも、著作権法が著作権者の権利を制限している場合があり、第三者が著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合がある。

著作権は、小説や音楽等を念頭に立法されたという歴史的経緯から、著作権の成立に「創作性」を求めている。そのため、一般論としては、単なるデータについては、著作権が成立する要件である「創作性」がなく、著作権が成立しないことが多い(なお、データベース著作物については、データそのものに創作性は不要であるが、情報の選択と体系的構成に創作性が必要である)。データを提供する立場からは、どんなに収集に労力を費やしたデータであっても、創作性のないデータ・データベースには著作権は成立しない点に注意が必要である。

⑤ 不法行為法(民法)により保護されるデータ

データの不正な利用は、その態様によっては、不法行為(民 709 条)として損害賠償請求の対象となる。例えば、裁判例の中には、データのデッドコピーについて、不法行為による損害賠償責任を認めたものがある。この裁判例は、労力と費用を投下して作成したデータベースについて、民法の不法行為の規定により保護される可能性があることを示している。そこで、ビッグデータのデッドコピーをした者に対しては、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。もっとも、著作権法で保護されないデータについては原則として損害賠償請求できないことを示唆した最高裁判決もあり、著作権のないビッグデータのコピーに対して、不法行為に基づく損害賠償請求が可能か否かについては議論がある。

なお、不法行為に基づく請求の場合には日本法では金銭的賠償の原則がとられていること(民法 722 条 1 項、417 条)から、差止請求をすることは困難である。

⑥ パーソナルデータ

個人に関する情報は、パーソナルデータとも呼ばれている。パーソナルデータの取扱いについては、個人情報保護法等による規律があり、利用目的の範囲内で利用することや、第三者に提供する場合に本人の同意等を取得する必要があるなど、自由に利用することはできない場合がある。

⑦ 刑法・不正アクセス禁止法により保護されるデータ

データに対して不正なアクセスを行った者に対しては、刑法・不正アクセス禁止法によって刑事罰が科されることがある(なお、不正競争防止法によっても刑事罰の対象となることがある。)

⑧ 独占禁止法によって規律されるデータ

データの取扱いについて、独占禁止法によって規律されることがある。独占禁止法によるデータに対する規律は多面的である。まず、第 1 に、価格データなどを同業社間で情報交換するような場合には、カルテル(不当な取引制限)として独占禁止法により禁止される場合がある。

第 2 に、優越的地位にある事業者が、その地位を利用して相手方からデータを不当に取得するような場合には、優越的地位の濫用(不公正な取引方法)として独占禁止法により禁止される場合がある。

第 3 に、近時、大量にデータを収集・保有するプラットフォーム事業者等が登場していることから、特定の企業がデータを独占しているとして、データを独占する行為が独占禁止法に違反するか否かが問題となっている。

⑨ その他法律により規律されるデータ

以上で述べた法律がデータの取扱いに関して規律する法律であるが、上記の法律以外にも、データの取扱いについて規律している法律がある。例えば、金融機関、電気通信事業者、医師、弁護士は、それぞれの業法によって守秘義務を負っている。したがって、それらの者が保有しているデータについては、これらの業法によって自由なデータ利用が制約されている。

以上のとおり、データは、法律上は、原則として自由に利用することができるが、利用について規律があるデータもある。企業は、データを利用する立場、保有するデータを利用される立場の両方の立場に立つ。自由に利用できるデータは、他人が勝手に使うことに対して法的な保護はない。逆に、法的に保護されているデータの利用に制約があるが、法的な保護は図られることになる。

そこで、データの利用にあたっては、法律的な観点からの分析を行い、その分析に基づいたデータ利用のスキーム作りをすることが必須となる。データの利用について適切なスキームを構築することは、コンプライアンスの観点や紛争の回避の観点から必要なことはもちろん、ブランド価値の向上・コスト削減・ビジネスの将来の発展可能性の確保といったことのためにも重要である。そのような法的分析やスキーム作りを行うためには、データに関連する上記のさまざまな法律について検討することが必要となる。

なお、これらの法律の詳細については、本年 1 月に刊行される『データの法律と契約』(商事法務)を参照されたい。同書は、データに関する理論と法体系、契約上の留意点、データ・ビジネスのための戦略について触れた上で、データ取得・取引やデータプラットフォームのストラクチャを構築するにあたって、欠かすことのできない上記の法律と、データを新たなビジネスに活用するための方法や留意点を解説している。平成 30 年改正不正競争法・著作権法についても解説し、モデル契約・モデル規約も掲載している。同書の詳細は下記のとおりである。

データの法律と契約

福岡 真之介＝松村 英寿 著

商事法務

A5 判並製／440 頁

ISBN:978-4-7857-2696-6

定価:4,536 円 (本体 4,200 円＋税)

発売日:2019/01

以上



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s.fukuoka@jurists.co.jp

1996 年東京大学法学部第 1 類卒業。1998 年弁護士登録。2001 年西村あさひ法律事務所に所属。2006 年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006-2007 年シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所(米国)勤務、2007-2008 年ブレイク・ドーンソン法律事務所(オーストラリア)勤務。著書は、『データの法律と契約』(商事法務・2019)、『AI の法律と論点』(商事法務・2018)、『IoT・AI の法律と戦略』(商事法務・2017)等多数。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019